大阪・関西万博に向けた「なにわモデル」に関する協議会設置要綱

資料３

（目的）

第1条　大阪・関西万博に向けた「なにわモデル」に関する協議会（以下「協議会」という。）は、大阪府知事を主宰者として、大阪・関西万博に向けた輸送需要量の増大に備え、大阪府内の７営業区域においてタクシーの営業区域外旅客運送を可能とする「なにわモデル」の実施にあたり必要な道路運送法（昭和26年法律第183号）第20条第２号に規定する協議を行うことを目的に設置する。

（協議事項）

第2条　協議会は、タクシーの営業区域外旅客運送に係る次の事項について協議を行う。

　(1) 「なにわモデル」実施に係る営業区域外旅客運送の必要性

　(2) 対象となる地域

　(3) 実施事業者

　(4) 運送期間

　(5) その他必要な事項

（委員）

第３条　別表に掲げる区分ごとの構成団体の代表者又は代表者が指名する者を、協議会の委員とする。

２　協議会の委員は無報酬とする。

（会議の運営）

第４条　協議会に会長をおき、主宰者又は主宰者が指名する大阪府の職員を充てる。

２　会長は、協議会を代表し、議事その他の会務を総括する。

３　協議会の議決の方法は多数決とし、別表に掲げる区分ごとに１個の議決権を与える。なお棄権票は可否どちらにも含まず、可否同数の場合は会長が決するところによる。

４　会長は、やむを得ない事由により協議会を開く暇がないときや、この協議会において決議した事項の履行等に関する軽微な変更事項等については、事案の概要を記載した書面（電磁的記録を含む。）を委員に送付し、前項に基づき可否を問い、その結果をもって協議会の議決に代えることができる。

５　委員はウェブ会議の方法（インターネットを通じて、委員等の間で相互に映像及び音声の送受信、資料の共有等を行う方法）で協議会に出席することができる。

６　協議会の庶務は、大阪府都市整備部事業調整室において処理する。

（会議の公開）

第５条　協議会は原則公開とし、出席者の名簿、配布資料、会議要旨等を大阪府ホームページに公表する。ただし、会議を公開することにより、公正・円滑な会議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと会長が認めるときは、その全部又は一部を非公開とすることができる。

（協議結果の取扱い）

第６条　協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、主宰者が別途定める。

この要綱は令和６年12月12日から施行する。

別表（第3条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 構成団体 |
| 自治体 | 大阪府 |
| 大阪府市長会 |
| 大阪府町村長会 |
| 事業者 | 一般社団法人大阪タクシー協会 |
| 一般社団法人ワンコインタクシー協会 |
| 一般社団法人全大阪個人タクシー協会 |
| 住民又は旅客 | 大阪府商工会議所連合会 |
| 関西生活者連合会 |
| 運輸局 | 近畿運輸局 |
| 大阪運輸支局 |
| 労働組合 | 全国自動車交通労働組合連合会大阪地方連合会 |
| 全国自動車交通労働組合総連合会大阪地方連合会 |
| 全国交通運輸労働組合総連合関西地方総支部ハイヤー・タクシー部会 |
| 私鉄関西ハイタク労働組合連合会 |